から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。

一　施行令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額から一万八千円を控除した額

二　施行令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　この省令を施行するために必要な判定の手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。